

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の概要

令和 2 年 4 月に「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正され、市町村が高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制が整えられました。町では国の方針を受け、健診結果等を活用した高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を、国民健康保険・医療グループを中心に、保健センター、地域包括支援センター、介護グループ等と連携して実施します。

人生 100 年時代を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会としていくために、高齢者一人一人に対しきめ細やかな取り組みを展開していきます。

○対象者

75歳以上の住民

○豊山町の取り組み

健康診査や医療・介護に関するデータ等から後期高齢者の健康状態を把握し、以下の取り組みを実施していきます。

ポピュレーションアプローチ(通いの場等への積極的な関与)

・出前健康講座

高齢者の方が集まる場等において、保健師・栄養士・運動指導士が健康教育・健康相談を行います。

・健康長寿体操の紹介

令和6年6月から町広報誌で毎月「健康長寿体操」を紹介しています。ホームページでは、別の体操も紹介しています。ぜひご覧ください。

・フレイル予防に関する情報発信

ハイリスクアプローチ(健康上のリスクが高い方への健康支援)

- ・ 後期高齢者健診の結果・後期高齢者の質問票等をもとに、「健康上のリスクが高い方」への健康支援を実施していきます。
- ・ 対象となる方には保健師等が電話および個別訪問を行い、状況を確認します。